

令和5年10月11日

決算特別委員会（令和4年度決算）

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

| | | |
|----|------------------------|---|
| 第1 | 審査の種類 | 1 |
| 第2 | 審査の対象 | 1 |
| 第3 | 審査の着眼点 | 1 |
| 第4 | 審査の実施内容 | 1 |
| 第5 | 審査の結果 | 2 |
| 1 | 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について | 2 |
| 2 | 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について | 2 |
| 3 | 経営について | 4 |

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 31 日付けで提出があった令和 4 年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 5 年 8 月 25 日

| | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 吉 川 知 恵 子 |
| 同 | 中 家 華 江 |
| 同 | し き だ 博 昭 |
| 同 | 松 本 清 |

※ 地方公営企業法(抄)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

第 2 審査の対象

令和 4 年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業

神奈川県電気事業

神奈川県公営企業資金等運用事業

神奈川県相模川総合開発共同事業

神奈川県酒匂川総合開発事業

神奈川県流域下水道事業

第 3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第 4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか
- ② 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか
- ③ 経営について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和4年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

2 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

(1) 水道事業

- ・ 企業庁では、平成31年3月に、神奈川県営水道事業経営計画を策定し、令和元年度から令和5年度までの5年間における具体的な取組と目標を明確にして、計画的に事業運営を行っている。
 - ・ 令和4年3月に企業庁が公表した神奈川県営水道事業経営計画の中間点検結果では、財政収支見通し検証後の資金残高については、計画最終年度の令和5年度末で25億円とされており、計画額（54億円）を大幅に下回る見込みとなっている。
 - ・ 神奈川県営水道事業審議会は、答申に向けて、企業庁が策定を進める事業実施計画に基づく収支見通しを踏まえ、経営の安定化と負担の公平性の両面から、水道事業にふさわしい水道料金のあり方について、水道料金部会を中心に検討を深めていくとしている。
- ◎ 今後も引き続き想定される不安定な海外情勢や燃料価格の高騰等のリスク要因にも留意しつつ、更なる事業運営の工夫を図りながら主要事業を戦略的かつ着実に進めていくとともに、神奈川県営水道事業審議会による答申の内容も踏まえ、速やかに必要な財源対策を検討していくことが重要である。

(2) 電気事業

ア 玄倉林道復旧工事に要する費用の負担について

- ・ 企業庁は、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所の早期の運転再開を図るため、玄倉林道復旧工事に要する費用のうち国庫負担額を除く県負担分の2分の1を企業庁が負担することとする協定を環境農政局との間で締結しており、平成30年度から令和3年度までの間に計2億2,239万余円を負担している。
- ・ 玄倉林道復旧工事は、林道管理者である神奈川県が実施すべきものであるところ、林道復旧工事に要する費用の一部を企業庁が負担していることについて、企業庁は、必要な情報を一切提供していない状況にある。

◎ 玄倉林道復旧工事に要する費用の負担の状況や費用の一部を負担する意義等について、県民等への説明責任を適切に果たす必要がある。

イ 玄倉ダム施設復旧工事に要する費用の負担について

- ・ 令和3年1月に玄倉林道復旧工事施工中の落石により玄倉ダム施設が被害を受けたことから、企業庁が実施主体となり玄倉ダム施設復旧工事を執行した。
- ・ 企業庁では、令和4年1月に、玄倉ダム施設復旧工事に要する費用の総額の2分の1を環境農政局が負担することとする協定を同局との間で締結しており、企業庁は、ダム施設復旧工事に要する費用として、環境農政局による負担分を除く計4,461万余円を負担することとなった。

- ・ 玄倉ダム施設が受けた被害は玄倉林道復旧工事施工中の落石により生じたものであり、環境農政局において、発注者負担とするとの判断をしていることに加え、企業庁は玄倉林道復旧工事の発注者とはなっていない。
- ◎ 一般会計及び公営企業会計における費用負担の適正性を確保する観点からすれば、企業庁は、環境農政局に対して玄倉ダム施設復旧工事に要する費用の全額を負担するよう求めていくべきであったと認められる。
- ウ 玄倉第2発電所の運転再開について
 - ・ 令和元年度神奈川県公営企業決算審査意見書において、玄倉第2発電所については、玄倉第1発電所の運転再開時においてもなお復旧の目途が立たない場合には、運転再開に向けての方針を再検討するよう意見を付しているところであるが、玄倉第2発電所の運転再開までには更に相当の期間を要することが想定される状況となっている。
 - ◎ 玄倉第2発電所については、令和元年度神奈川県公営企業決算審査意見書における意見の趣旨を踏まえ、企業経済性の発揮や公共福祉の増進の観点から検討を行い、早期に適切な結論を得ることが重要である。

(3) 公営企業資金等運用事業

- ・ 地域振興施設等整備事業（自主事業）として整備したプロミティふちのベビルについて、企業庁では、令和5年度に、これまでに実施した老朽度診断調査及び売却可能性調査の結果を踏まえた上で、「プロミティふちのベビル今後のあり方検討調査」を委託して実施しており、この委託業務での成果を基に、サウンディング型市場調査を実施して、民間事業者からビル経営のノウハウについて調査を行い、これらの結果を踏まえ、今後のビル経営のあり方について具体的な方向性を検討するとしている。
- ◎ プロミティふちのベビルについては、事業の採算性は依然として厳しい状況にあることから、今後のビル経営のあり方についての最終的な方針の決定に向けて、早急かつ着実に検討を進める必要がある。

(4) 流域下水道事業

- ・ 神奈川県流域下水道事業経営ビジョンで主要施策の一つとされている「施設の耐震化」については、令和12年度の完了を目指して必要な施設の耐震化を推進するとしており、下水処理等に係る約100施設のうち、耐震化が図られていない約30施設の対策工事を行うとともに、柳島水再生センターについて、放流口からの津波の逆流を防止するゲートを設置する津波対策を実施することとしている。
- ◎ 下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、施設が被災した際の社会活動への影響を最小限に抑えるため、神奈川県流域下水道事業経営ビジョンに基づき施設の耐震化を着実に進めていく必要がある。

3 経営について

- ・ 6事業のうち、受託事業である相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。
- ◎ 今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

その他の4事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

(1) 水道事業

- ・ 今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。
- ・ 県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携し、水道システムの再構築に向けて継続して検討を進めており、3浄水場を廃止し、5事業者全体で8浄水場への再編が最適な施設配置であることを確認している。
- ・ 5事業者は、令和5年度中の施設整備計画の策定に向けて、具体的な工程や事業者間の費用負担について調整していくこととしている。
- ・ 企業庁は、令和4年度に、DX推進に向けた中長期的な基本方針を策定するための基礎調査を委託して実施しており、その調査結果において、デジタル技術の積極的な導入と併せて、技術継承や職員育成、業務のあり方そのものの見直しが必要なことが判明したとしており、給水装置工事システムの再構築に令和5年度から着手することとしている。
- ◎ 今回実施した基礎調査の結果を踏まえて、給水装置工事システムの再構築に着実に取り組むとともに、新たに策定する水道事業経営計画において、水道事業におけるDXを計画的に推進するための中長期的な取組方針を明確にすることが重要である。
- ◎ 5事業者が目指す最適な施設配置も念頭におきつつ、計画的に施設の更新を進め、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、令和5年度中に策定することとしている施設整備計画に基づき、水道システムの再構築に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

(2) 電気事業

- ・ 水力発電においては、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結している。
- ・ 企業庁は、電力受給基本契約終了後の令和6年度以降の収入の一部を確実に確保するため、令和2年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、令和4年度においては、令和8年度を対象とするメインオークションに応札し、電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結している。
- ・ 容量市場を除いた令和6年度以降の売電契約について、企業庁は、電力市場に参加する場合、経営上のリスクが高いなどとして、相対契約による売電とすることとし、小売電気事業者の選定方法については、価格面だけではなく環境価値の活用や電力の安定供給についても評価するため、公募型プロポーザル方式によることとした。

- ◎ 令和6年度以降の新たな売電契約の締結に向けた手続等について、公正性、透明性等を確保した上で、適切に実施するとともに、今後も電力市場の動向を注視しつつ、引き続き、安定的な収入確保に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

(3) 公営企業資金等運用事業

- ◎ 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

(4) 流域下水道事業

ア 経営状況

- ◎ 今後、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

イ 流域関連市町における建設給与費・事務費の負担

- ・ 県では、従来、建設給与費・事務費（流域下水道の建設事業を行うために必要な県職員の人件費及び物件費（職員旅費、賃借料、消耗品費等））について、一般会計からの繰入れにより全額を負担してきたが、平成30年度以降、下水道事業の独立採算の原則や下水道法第31条の2の規定の趣旨に基づき、応益負担の観点から流域関連市町に建設給与費・事務費の負担を求めるための協議を行ってきた。
 - ・ 相模川流域については、令和5年度から流域関連市町の負担を開始することで合意し、2年間の経過措置を設けた上で、令和7年度から、県と市町が2分の1ずつ負担することとされた。
 - ・ 酒匂川流域については、協議が継続中であり、引き続き県が一般会計からの繰入れにより建設給与費・事務費の全額を負担する状況になっている。
- ◎ 酒匂川流域においては、依然として流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による負担が継続している状況を踏まえ、流域関連市町に対して建設給与費・事務費の負担の必要性を引き続き丁寧に説明していくとともに、協議の速やかな成立に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。